

# 2022(令和4)年度税制改正についての考え方

## ーコロナ禍の国民生活を支える公平・公正な税制へー

立憲民主党 税制調査会

昨春以来の新型コロナウイルス感染症の拡大は、今日に至るまで人々の生活や事業に深刻な影響を与え続けている。同時に、高所得者と低所得者の経済格差、男女間の雇用・賃金格差、人口の都市集中と地方の過疎化、少子化による人口減少と高齢化の進行、気候危機の影響による災害の多発化・深刻化、エネルギー自給率の低さがもたらす脆弱性など、日本社会が従来抱えていた問題・矛盾を顕在化、深刻化させている。これらの諸課題を解決する上で、税制が果たすべき役割は大きい。

2022(令和4)年度の税制改正にあたっては、こうした新型コロナウイルス感染症が与えている影響やそれが浮き彫りにした問題・矛盾に向き合い、日本社会が活力を取り戻せるように、個人・企業・団体に対する税制上の措置を講じる必要がある。立憲民主党は、こうした基本認識の下、各種団体から要望聴取を行った上で、2022(令和4)年度の税制改正に関する考え方を以下の通り取りまとめた。

今後、これまでの党内議論をさらに深化させ、抜本的な税制改革に向けた構想の取りまとめを進める。

### 1. コロナ禍で困難な状況にある個人・事業者等への支援

昨春以来、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの個人や事業者が経済的に困難な状況に追い込まれていることに鑑み、税負担を臨時・特例的に軽減することで、個人・事業者等を支援し、日本の社会・経済の回復を図る。

- ◎コロナ禍が収束した時点を見据え、税率5%への時限的な消費税減税を目指す。
- ◎原油価格の高騰が家計や事業者の負担を増大させていることに鑑み、財政状況に配慮しつつ、揮発油税のトリガー条項の凍結一時停止・発動を行う。
- ◎原則1年間とされている現行の納税猶予制度について、コロナ禍の影響の長期化を踏まえ、猶予期間をさらに1年間延長する。
- ◎コロナ禍で厳しい経営状況にある飲食事業者を支援する観点から、交際費課税の特例措置を延長するとともに、交際費から除外して損金算入できる飲食費の上限額を引き上げる特例措置を講じる。
- ◎コロナ禍で多大な影響を受けた飲食事業者や酒類業者等を支援するため、時限的に酒税の一律軽減を行う。

- ◎2023年10月導入予定の適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、免税事業者が取引過程から排除されたり、不当な値下げ圧力を受けたり、廃業を迫られたりしかねないといった懸念や、インボイスの発行・保存等にかかるコストが大きな負担になるといった問題がある上に、現在のコロナ禍の経済情勢では準備期間が不足することから、コロナ禍が収束して経済情勢が回復するまでの間は、導入を延期する。
- ◎事業者の事務負担を軽減するため、簡易で安価な電子インボイスの整備や、電子インボイスの導入を支援するための補助金創設等、必要な措置を講じる。
- ◎コロナ禍の影響で承継時期を後ろ倒しせざるを得ない事業者に配慮し、2023年3月末となっている事業承継税制の特例承継計画の提出期限を延長する。
- ◎コロナ禍で多大な影響を受けている航空事業者の負担軽減を図るため、現行の航空機燃料税の特例措置を延長する。
- ◎コロナ禍で医療を支える医療機関を支援するため、新型コロナウイルス感染症対策の設備投資等について、即時償却または税額控除、償却資産税の全額免除、消費税相当額の補助等の税制上の措置を図る。また、控除対象外消費税問題の抜本的解決のために必要な措置を講じる。

## 2. コロナ禍を契機とした社会・産業構造の転換の促進

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、デジタル化、地域分散化が進展した。これを好機として、日本の社会・産業構造の転換を促進するべく、必要な税制上の措置を講じる。

- ◎中小企業のデジタル化に寄与している少額減価償却資産特例について、取得価額及び取得合計額の上限を引き上げた上で延長する。
- ◎5G環境の更なるエリア拡大に向け、5G投資促進税制の延長と対象設備・事業者の拡大を行う。
- ◎申請手続きに時間を要することから、DX投資促進税制の適用期間を延長する。
- ◎新型コロナウイルス感染症の影響で企業の地方移転の機運が高まっている中、地域経済の活性化や地域における雇用の創出をさらに進めるため、地方拠点強化税制の延長及び税額控除の拡大など制度の拡充を行う。
- ◎働き方改革やジェンダー平等に配慮した上で、リモートワークの導入に必要な設備等への投資や、リモートワークの活用を通じて介護や育児などに対し柔軟性の高い働き方を導入した企業などに対して、税制上の優遇措置を講じる。

## 3. 税制の所得再分配機能・財源調達機能の強化

「失われた30年」とも言われる長期の経済低迷のなかで、高所得者と低所得者の経済格差は拡大し、日本社会の特徴とされてきた「分厚い中間層」は消滅した。こうした状況を打開し、「分厚い中間層」を復活させるため、「分配なくして成

長なし」との考え方の下、直間比率の見直しなど、税制の所得再分配機能・財源調達機能を強化するために必要な税制改革を行う。

- ◎所得税については、勤労意欲の減退や人材の海外流出等の懸念に十分配慮しながら、最高税率の引き上げを行う。
- ◎金融所得課税については、当面は分離課税のまま超過累進税率を導入し、中長期的には総合課税化する。同時に資産形成を支援するため NISA(少額投資非課税制度)を拡充する。
- ◎法人税については、租特透明化法に基づき精査をした上で必要な租税特別措置を残し、超過累進税率を導入する。
- ◎消費税の逆進性対策については、効果的・効率的な低所得者対策となっていない現行の軽減税率制度は廃止し、基礎的な生活費支出に占める消費税相当額を所得税から税額控除し、控除しきれない分を給付する「給付付き税額控除」の導入により行う。
- ◎企業の内部留保が賃上げに回るように税制等による措置を強化する。現行の賃上げ税制を強化する場合は、少なくとも、基本給の引き上げを実現するため、適用要件判定などで使用される「給与等支給総額」から、時間外・休日労働による支給額を除外する。

#### 4. 暮らしの安心を支えるための税制

現在の日本経済低迷の原因は、GDPの半分以上を占める個人消費の減退にあり、個人消費が伸びない原因は将来への不安にあることから、暮らしの安心を支え、将来不安の解消に資する税制上の措置を講じることで、日本経済の活性化を図る。

- ◎住宅ローン減税については、当面控除期間を延長するとともに、現在の低金利下で生じている、控除額が利息額を上回る「逆ざや」問題については、実際に支払った利息額分を控除する制度設計にするなど、必要な対策を講じる。
- ◎自動車関係諸税については、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止するとともに、自動車重量税の国分の本則税率を地方税化すること等により、地方財源を確保しつつ、自動車の保有者・利用者の負担を軽減する。
- ◎現役世代の社会保障への不安解消、高齢者の生活の安定に寄与するため、生命保険・介護保険・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げるとともに、保険料控除の合計適用限度額を引き上げる。
- ◎奨学金の返還に追われる若年層を支えるため、給付型奨学金の大幅拡充を前提としつつ、貸与型奨学金の返還額について所得控除の対象とする。
- ◎性暴力や児童虐待などによる被害者を支援するため、公認心理師・臨床心理士のカウンセリングを受ける場合、その費用を所得控除の対象とする。
- ◎家族構成の多様化を踏まえ、主に女性の働き方の選択肢を狭めている配偶者控除のあり方を見直す。

## 5. カーボンニュートラルの実現に向けた税制

深刻化する気候危機を食い止めるべく、原子力エネルギーに依存しないカーボンニュートラル社会の早期実現に向けて、必要な税制上の措置を講じる。

- ◎2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出実質ゼロ)を達成できるよう、脱炭素の技術革新・技術開発を税制面からも強力に支援し、税制全体の見直しの中で炭素税のあり方を検討する。
- ◎我が国の基幹産業である自動車産業の脱炭素化を推進し、国際競争力の維持・強化を図るべく、電動自動車の普及や脱炭素化に資する自動車開発等を支援する税制上の措置を講じる。
- ◎環境に配慮した農業生産・経営を支える多様な設備・機械装置等の導入を促進するための税制上の措置を創設する。

## 6. 多発化・深刻化する災害に対応する税制

気候危機の影響を受け、近年の災害は多発化・深刻化を極めていることから、こうした実態に即した税制を構築する。

- ◎現行の雑損控除から自然災害による損失を独立させて「災害損失控除」を創設し、繰越控除期間を最低でも5年以上とする。
- ◎火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を引き上げた上で、無税積立率を引き上げる。
- ◎遺族の生活資金を確保するため、災害時の死亡保険金の非課税枠を拡充する。

## 7. 地方財政の安定化

コロナ禍で地方財政は一層厳しい状況に置かれており、地方自治体におけるコロナ対策を含めた財政運営に支障をきたしかねないことから、地方財政の安定化に向けた税制上の措置を講じる。

- ◎地方一般財源総額及び地方交付税総額の拡充及び安定的な確保を行う。
- ◎国・地方の税源配分を見直すとともに、偏在性が小さく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築する。
- ◎固定資産税は市町村の基幹税収であることから、コロナ禍で困難な状況にある個人や事業者への支援は国の給付金等で行うこととし、2021(令和3)年度における土地に係る税額の据置措置は本年度限りで終了する。
- ◎航空機燃料税の税率を引き下げる現行の特例措置を延長するにあたり、航空機燃料譲与税について、税率の引下げ幅に応じた譲与割合の引上げ措置を講じ、安定的な確保を図る。

## 8. 国際課税の最低税率合意に基づく対応

デジタル化・グローバル化する経済への対応を目指した国際課税の最低税率に関する合意が実現したことを受け、必要な対応を行う。

◎国際課税の最低税率に関する国際合意に基づき、多国間条約の批准や国内法の整備などを迅速に行う。

## 9. 納税環境の整備

税制の基本原則の1つである「簡素」な税制の実現に向けて、税務手続きのデジタル化とそれに対する支援を積極的に行う。

◎e-Tax 及び eLTAX の使用性を高めるとともに、その活用等を通じ、電子化対象手続きを拡充するなどして、税務手続きのデジタル化・簡素化を進める。

◎電子取引データの保存にかかるコストを抑えるため、電子帳簿保存法の保存要件を緩和する。

◎地方税の申告・納税の電子化と標準化にあたってのシステム構築や、システムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国が必要な支援や財政措置を適切に講じる。また、地方税の電子申告・電子納税の一層の推進にあたっては、「国と地方の協議の場」等を通じて地方団体の意見を十分に反映する。

## 各部会から提出された重点要望項目

2022(令和4)年度税制改正について、各部会から税制調査会に提出された重点要望項目は下記の通りである。

提出部会	要望項目	内容・要望団体
内閣部会	寄付金文化醸成、寄付を通じた社会促進に資する税制措置	<p>○個人が寄付した際の所得税に係る控除限度額の引き上げをはかる。</p> <p>○法人が寄付した際の法人税に係る損金算入限度額の引き上げをはかる。</p> <p>○寄附金に係る所得税の控除、法人税の損金算入については繰り越しを認める。</p> <p>○旅費交通費、宿泊費、通信費などボランティア活動にかかった経費を控除する制度を導入する。</p> <p>(要望団体) 日本NPOセンター、シーズ・市民活動を支える制度を作る会、日本ファンドレイジング協会、公益法人協会、新公益連盟</p>
内閣部会	NPOや公益法人等の活動基盤強化に資する税制措置	<p>○法人の寄付金に係る法人税の特別損金算入限度額について、拡大や繰り越しを認める。</p> <p>(要望団体) 公益法人協会</p>
内閣部会	若者支援に資する税制上の措置	<p>○日本学生支援機構貸与奨学金返還額を所得控除の対象とする。</p> <p>(要望団体) キッズドア</p>

消費者部会	法人税等	<p>①法人税率の見直し 法人税には、利益に応じて高い税率を適用する累進課税を取り入れるよう要望する。</p> <p>②協同組合等の法人税率の軽減 協同組合の法人税率の軽減をはじめとした、協同組合の特性と歴史的経緯に沿った税制の配慮の継続するよう要望する。</p> <p>③多国籍企業への対応 日本で事業を行っている多国籍企業から応分の法人税を納税するよう、税逃れやタックスハイブンなどへの対策を要望する。</p> <p>(要望団体)日本生活協同組合連合会、主婦連合会</p>
消費者部会	税の公平性の確保	<p>①富裕層への課税強化 日本の税制は、所得が1億円を超えると逆累進となっていることから、総合課税化または適用税率の引き上げ等により、金融所得の優遇税制を是正し、実質的な増税措置を積極的に検討するよう要望する。</p> <p>②受取配当の益金不算入制度の整備 協同組合の健全な発展、税の不正性や二重課税排除の観点からも、受取配当の益金不算入制度の整備について要望する。</p> <p>③消費税減税、使い方の見直し 生活が苦しい人も日々支払わざるをえない税の不公平を正すため、まずは消費税率を下げることを要望する。</p> <p>(要望団体)日本生活協同組合連合会、主婦連合会</p>

消費者部会	環境負荷の軽減	<p>「2050年カーボンニュートラル」目標の達成に向けて、環境負荷が高いものほど高税率とし、再生可能エネルギーに対する取り組みへの補助を行うことを目的とする税の検討を要請する。</p> <p>(要望団体)主婦連合会</p>
総務部会	真の地方分権改革実現に向けた地方税財源の拡充・安定的な確保	<p>真の地方分権改革の実現に向けて、国・地方の税源配分の見直し、偏在性が小さく安定的な税収を確保できる地方税体系の構築、地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保・充実、都市部から過疎地まで地方自治体の多様な実情に応じた税財政上の措置の実現、「国と地方の協議の場」等を通じた地方の意見の十分な反映等により、臨時財政対策債等に依存することなく、地方税財源の拡充・安定的な確保を行うこと。</p> <p>(要望団体) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、全日本自治団体労働組合(自治労)</p>
総務部会	新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある地方財政への税財政上の措置	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地方財政が一層厳しい状況にあることに鑑み、固定資産税や航空機燃料譲与税の安定的確保等、必要な税財政上の措置を行う。特に固定資産税については、納税者の負担に配慮しつつ、2021(令和3)年度における土地に係る税額の据置措置は臨時・異例の措置であることから、本年度限りとするとともに、2022(令和4)年度以降は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実にすること。</p> <p>(要望団体) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、全日本自治団体労働組合(自治労)</p>



<p>総務部会</p>	<p>デジタル・分散型社会の実現に向けた税制上の措置</p>	<p>地方税の電子申告・納税の更なる推進及びシステムの安全性・安定性確保等、行政分野でのデジタル化を進めるとともに、5G投資促進税制の延長・拡充、DX投資促進税制の適用期間延長、地方拠点強化税制の拡充、働き方改革やジェンダー平等に配慮したリモートワーク促進税制等、民間分野でのデジタル化と分散型社会の実現を推進する税制上の措置を講じること。</p> <p>(要望団体)          全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、日本電信電話株式会社(NTT)、KDDI株式会社、デジタルメディア協会</p>
<p>財務金融部会</p>	<p>民間保険・共済制度の維持のための税制等</p>	<p>公的保険を補完し国民生活の安定と多様なリスクに備える民間保険・共済制度の社会的使命・重要性に鑑み、その維持のため、火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実や、生命保険料控除制度の拡充、死亡保険金の相続非課税限度額の引き上げ、等を行うべきである。</p> <p>(要望団体)          全国生命保険労働組合連合会、損害保険労働組合連合会、こくみん共済COOP(全労済)、生命保険協会、日本損害保険協会</p>

財務金融部会	中小企業等の活性化・事業承継のための税制措置	<p>中小企業等は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎であることにかんがみ、中小法人に適用される軽減税率の特例 15%の本則化の検討や、事業承継税制のさらなる拡充を行うべきである。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経営に多大な影響を受けた飲食店・酒類業者の支援のため、酒税の一律軽減等の措置を検討すべきである。</p> <p>(要望団体) 全国法人会総連合、日本公認会計士協会、TKC 全国政経研究会、酒類業中央団体連絡協議会</p>
財務金融部会	インボイス制度導入の見直し	<p>インボイス制度については、過重な事務負担を事業者が強いることになるばかりか、免税事業者が取引過程から排除されるリスクもあることから、現行方式の当面維持も含め、制度の見直し、柔軟運用を図るべきである。</p> <p>(要望団体) 日本公認会計士協会、全国法人会総連合、全国間税会総連合会、全国青色申告会総連合</p>
文部科学部会	社会人の学び直し(リカレント教育)に係る税制上の優遇措置	<p>社会人が大学で学ぶ際の受講費用等について、所得控除の拡大など個人に対する税制優遇措置を図るとともに、大学側へのインセンティブとして、リカレント教育を行う大学に対する寄付促進のための税制上の優遇措置を検討すべき。</p> <p>(要望団体) 国立大学協会、全私学連合</p>

<p>文部科学部会</p>	<p>個人寄付金に係る 税額控除の対象 事業の拡大</p>	<p>現在、修学支援や一部の研究助成のみ となっている個人寄付金に係る税額控 除の対象を、教育研究活動全般への支 援に拡大すべき。</p> <p>(要望団体) 国立大学協会</p>
<p>文部科学部会</p>	<p>公益法人が所有 する能楽堂に係る 固定資産税減免 措置の恒常化</p>	<p>現在は令和 5 年度末まで 2 分の 1 に 軽減されているが、文化芸術の再生と 創造のために欠くことのできない施設 への固定資産税の減免について、恒常 化を図るべき。</p> <p>(要望団体) 公益社団法人 日本芸能実演家団体協 議会</p>
<p>厚生労働部会</p>	<p>控除対象外消費 税問題の抜本的 な解決</p>	<p>控除対象外消費税問題の抜本的解決 のための措置を講ずること。</p> <p>(要望団体) 日本医師会、日本歯科医師会、四病院 団体協議会、日本医療法人協会、日本 社会医療法人協議会、全国老人保健施 設協会</p>
<p>厚生労働部会</p>	<p>消費税にかかわる 低所得階層対策</p>	<p>消費税にかかわる低所得階層対策は、 軽減税率を撤回し、最低限の基礎的消 費にかかる消費税負担分を給付する 「消費税還付制度」または「給付付き税 額控除」を導入すること。</p> <p>(要望団体) 日本退職者連合</p>

<p>厚生労働部会</p>	<p>新型コロナウイルス対策のための医療機関等支援のための税制措置</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響による税金等の納付猶予期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、税金等を一時的に納付できない場合、税務署等への申請により、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められるが、これを1年以上とすること。</li> </ul> <p>(要望団体) 日本医師会、日本歯科医師会、四病院団体協議会、日本医療法人協会、全国老人保健施設協会</p> <p>○感染症対策のための設備投資、消耗品等の支出への税制上の支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策の設備投資等につき、即時償却又は税額控除、償却資産税の全額免除、消費税相当額の補助等の、税制上の優遇を図る。既に感染対策としてなされた支出については、遡って税制上の措置を行うこと。</li> </ul> <p>(要望団体) 日本医師会、日本歯科医師会、四病院団体協議会、日本医療法人協会、全国老人保健施設協会</p>
---------------	---------------------------------------	--

<p>農林水産部会</p>	<p>食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置</p>	<p>グリーン社会の実現に向けて、現場の技術の実装状況を踏まえ、税制の措置・拡充・運用を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に配慮した農業生産・経営を支える多様な設備・機械装置等の導入を促進するための税制措置の創設。</li> <li>○バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備の課税標準の特例措置について、適用期限の延長。</li> <li>○再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例措置について、適用期限の延長。</li> <li>○グリーン社会実現に向けた設備の実装の推進とともに、既存の税制のあり方を抜本的に検討すること。</li> </ul> <p>(要望団体)</p> <p>JA全中、全国農業会議所、北海道農民連盟、食品産業センター、日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、日本林業同友会、全国素材生産業協同組合連合会、全国森林整備協会、全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、日本造林協会</p>
---------------	------------------------------------	---

<p>農林水産部会</p>	<p>JA・森林組合等・漁業協同組合の合併に係る課税の特例措置の延長及び山林所得に係る森林計画特別控除の延長</p>	<p>○JAが農業者の所得増大に向け自己改革を継続・強化するために、合併等により自己改革を支える経営基盤強化が必要であることから、JAの合併に関する特例措置について適用期限を延長すること。</p> <p>○森林組合等について、合併時に資産の移転を簿価のままで行うことのできる「適格合併」の要件のうち、一部の要件(売上金額・従業者数等の規模要件(5倍未満)又は役員要件)を満たさずとも「適格合併」と認める特例措置を延長すること。</p> <p>○漁業者の所得向上に向けて、漁協が役割を発揮していくためには、引き続き漁協同士の合併を進め、漁協の経営基盤強化を図っていく必要があることから、合併の取り組みを促進させる本特例措置の適用期限について延長すること。</p> <p>○森林経営計画に基づき山林を伐採又は譲渡した場合に、収入金額の20%(収入金額が2,000万円を超える場合は、その超える部分の金額について10%)を控除できることとする「森林計画特別控除」の適用期限を延長すること。</p> <p>(要望団体) JA全中、日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、日本林業同友会、全国素材生産業協同組合連合会、全国森林整備協会、全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、日本造林協会、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会</p>
---------------	--	---

<p>農林水産部会</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る印紙税の非課税措置の延長</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を延長すること。</p> <p>(要望団体) JA全中、日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、日本林業同友会、全国素材生産業協同組合連合会、全国森林整備協会、全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、日本造林協会、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会</p>
<p>経済産業部会</p>	<p>新型コロナ禍での対応</p>	<p>【地方財政対策を含めた固定資産税の税額据置措置の延長、固定資産税の減免】</p> <p>○令和3年度改正では新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、3年毎の評価替を行った結果、負担増となる土地に係る固定資産税額を令和2年度の税額に1年間据置く措置を取られた。残念ながら、新型コロナウイルス感染症に関連する経済被害が2年連続で被っている現状を考慮し、商業地等に係る税額据置措置は、令和4年度以降も延長すること。</p> <p>○緊急事態措置やまん延等防止措置に基づき、百貨店への休業・営業時間短縮・レストラン等での酒類提供や、イベント自粛、物産展等催事自粛に協力した結果、固定資産税額が課税される土地・建物・施設から得られた収益額は大幅に減少したことから、要請期間中の対象施設に係る固定資産税は免除すること。</p> <p>(要望団体) 日本百貨店協会</p>

		<p><b>【欠損金の繰越期間の延長等】</b></p> <p>○諸外国では無制限の国も多く、より長期間で法人税の負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間の延長を行うか、欠損金の 100% 損金算入を認めること。</p> <p>○新型コロナ対策として資本金 1 億円超～10 億円以下の企業に対する欠損金繰戻による法人税還付制度の継続を行うこと。</p> <p>(要望団体) 電気事業連合会、日本百貨店協会、日本LPガス協会、石油連盟、全国中小企業団体中央会、日本自動車会議所</p> <p><b>【コロナ禍を踏まえての外形標準課税制度の見直し】</b></p> <p>○ポストコロナの構造変化に応じて働き方や雇用形態が変わりつつあり、事業所の規模や所在地を課税根拠とするのは、実際に働いている場所や当該事業所における実労働者数と乖離もあり、不合理となっており、安定財源の確保のみを理由として存続することはやめて、見直すこと。</p> <p>○中小企業等への適用拡大には反対する。</p> <p>(要望団体) 日本百貨店協会、全国石油商業組合連合会、中小企業家同友会全国協議会、日本自動車会議所、ものづくり産業労働組合(JAM)</p> <p><b>【インボイス制度の延長・凍結】</b></p> <p>○適格請求書等保存方式の導入は、零細事業者にとっては死活問題であり、また彼らと取引のある事業者にとっても多くの負担や混乱を生み出すことにもなる。制度導入は免税事業者の廃業につながり、日本経済、とりわけ中小企業や地域社会の活力</p>
--	--	--



		<p>を奪う可能性があるため、凍結・延長などの見直しを行うこと。</p> <p>(要望団体)          中小企業家同友会全国協議会、全国中小企業団体中央会、ものづくり産業労働組合(JAM)</p> <p>【消費税の簡易課税制度の適用上限の維持・拡充】</p> <p>○コロナ禍で中小企業の経営が圧迫されており、その事務負担の軽減のため、消費税の簡易課税制度(課税売上高 5,000 万円以下)の上限の引上げを行うこと。</p> <p>(要望団体)          全国LPガス協会</p> <p>【消費税免税制度の運用の見直し】</p> <p>○非居住者向け消費税免税制度の運用において、輸出物品販売場(免税店)での新型コロナ対策の一環として3密状態を回避すべく、非居住者の定義の見直しを行い、輸出物品販売場(免税店)に求められる対象者判定を簡易化・迅速化できるように制度を改正されたい。</p> <p>○上陸許可情報の取得について、行政機関のデジタル化を推進することで、旅券上の上陸許可シールを探す必要のない措置を実施されたい。</p> <p>○事業目的と思われる免税購入が散見され、厳正な運用を行うほどトラブルが起ることから、「通常生活の用に供する」の定義を明確化し、事業性が疑われる免税販売に対する抑止が効果的に発揮できる環境を整備されたい。</p> <p>(要望団体)          日本百貨店協会</p>
--	--	--

<p>経済産業部会</p>	<p>2050年カーボンニュートラルに向けた税制の見直し</p>	<p><b>【安定的な研究開発税制の拡充】</b>  ○ものづくり並びにAI等の新たな技術革新による国際競争力を支える研究開発の強化をはかるため、安定的で効果的な研究開発税制の拡充をはかること。特に、オープンイノベーション促進税制は、本制度の適用期限が2022年3月末に到来するため、イノベーションの創出が、今後のわが国経済の持続的な成長に不可欠であることに鑑み、適用期限の延長を要望する。その他、一般試験研究費(総額型)における控除上限の一時的な引上げ、繰越控除制度の復活を求める。</p> <p>(要望団体)  石油連盟、日本ガス協会、JEC連合、日本自動車会議所、日本自動車工業会、ものづくり産業労働組合(JAM)</p> <p><b>【設備投資促進税制の整備】</b>  ○カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、DX投資促進税制等の拡充、老朽化・安全衛生対策をはじめとする設備投資全般に対して、取得可能な税制上の優遇措置の整備を求める。中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制など、企業規模や地域要件を定めた上での設備投資促進を図る制度は、引き続き支援継続を図ること。</p> <p>(要望団体)  JEC連合</p> <p><b>【固定資産税の見直し】</b>  ○償却資産に対して固定資産税を課税することは国際的に稀であり、厳しい国際競争にさらされている企業の国内投資を阻害する大きな要因となっており、その廃止が急務である。少なくとも、償却完了資産に固定資産税</p>
---------------	----------------------------------	--

		<p>を賦課しないよう改正されたい。</p> <p>○カーボンニュートラルや再エネ・省エネに資する生産設備の固定資産税の免税措置を求める。</p> <p>(要望団体) 石油連盟、日本自動車工業会、全国中小企業団体中央会、日本基幹産業労働組合連合会(基幹労連)</p> <p>【法人税の負担のあり方の見直し】</p> <p>○大企業や連結法人よりも中小企業・小規模企業のほうが逆に高い法人税負担率となっている現状を踏まえ、100億円以上資本金の法人(19%程度)、連結法人(14%程度)などの20%を切っている法人税負担率を、資本金1～5億円の税負担率の27%程度に高めること。少なくとも中小企業・小規模企業の税負担率の23～25%程度に高め、その社会的責任に見合う適正な税負担を求めるべき。</p> <p>○法人実効税率の引き下げ。</p> <p>○所得1500万円まで11%(資本金1億円未満)の中小法人税率導入を求める。</p> <p>(要望団体) 中小企業家同友会全国協議会、ものづくり産業労働組合(JAM)</p> <p>【自動車関係税制(車体・燃料課税)の抜本的見直し】</p> <p>○2050年カーボンニュートラル実現は、過重で複雑な自動車関係諸税(車体・燃料課税等)を抜本的に見直す大きなチャンスであり、ユーザー視点に立ちつつ、ゼロベースで再構築すべき。その際、ガソリン税に係る消費税の上乗せ課税(タックス・オン・タックス)を速やかに廃止することなど、国民・消費者及び事業者からみ</p>
--	--	--

		<p>て、公平で公正な税制を実現すべき。</p> <p>○充電インフラ設備や水素ステーション設備に係る固定資産税を免税とすべき。</p> <p>(要望団体)</p> <p>日本自動車会議所、日本自動車工業会、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、日本自動車連盟、電気事業連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会、全国LPガス協会、JEC 連合</p> <p>※なお、ほとんどのエネルギー関連団体より、カーボンプライシングについて、さらなる負担となる炭素税等の導入は容認できないとの要望を受けている。経済産業部会としては、さらなる負担増につながるような議論ではなく、税制全体の見直しの中で慎重に議論すべきことを強く求める。</p>
<p>経済産業部会</p>	<p>中小企業税制の見直し</p>	<p><b>【中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の延長】</b></p> <p>○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(取得価額 30 万円未満の減価償却資産は全額即時損金算入)の適用期限を2年延長すること。</p> <p>(要望団体)</p> <p>全国石油商業組合連合会、全国LPガス協会、日本自動車会議所、全国中小企業団体中央会</p> <p><b>【事業承継税制】</b></p> <p>○事業承継制度は事業承継者に猶予不適當になった場合のリスクが大きく、10 年程度の一定期間の事業継続を条件に猶予するのではなく、免除制度導入を進めるべき。</p> <p>○事業承継税制については、株券の担保提供もしくは株式の質権設定が必</p>

		<p>要だが、その担保・質権設定額には利子税(利息相当額)が加算され、納付義務が発生する。事業承継者には猶予不適當になった場合のリスクが大きく、利子税(利息相当額)についての免除措置もしくは廃止などの措置を要望する。</p> <p>(要望団体) 中小企業家同友会全国協議会</p> <p>【中小企業の防災・減災投資への支援】 ○中小企業防災・減災投資促進税制の対象資産に、「外部給電機能付き自動車」を追加すること。</p> <p>(要望団体) 日本自動車会議所、日本自動車販売協会連合会</p> <p>【交際費の損金算入の延長】 ○中小法人の交際費を800万円まで100%損金算入できる措置の適用期限を2年延長すること</p> <p>(要望団体) 全国石油商業組合連合会、全国中小企業団体中央会</p> <p>【印紙税制度の見直し】 ○印紙税は、文書の存在に担税力を持たせた古い税制であり、日常の消費活動に係る領収書等まで課税している印紙税は、世界的に稀有な時代遅れの制度となっている。デジタル化により、電子決済・ペーパーレス化を推進していることから、領収書等の日常生活に係る文書課税の廃止など、印紙税制度を抜本的に見直すこと。</p> <p>(要望団体) 日本百貨店協会、全国LPガス協会、日本自動車工業会</p>
--	--	--

		<p>【その他要望】</p> <p>○企業組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする協同組合で、全国に1700程度存在する。法人税上は普通法人に区別される。来年度施行見込みの労働者協同組合法と類似しており、法人税の適用区分を協同組合に変更すること。</p> <p>(要望団体) 全国中小企業団体中央会</p>
国土交通部会	<p>新型コロナで打撃を被る運輸・観光業者等への支援</p>	<p>○新型コロナ感染症の影響が見通せず、資金繰りの厳しい状況が当面続くことが予想されることから、現行納税猶予の期限延長(再猶予)、来年度の納税猶予及び法人税、消費税、固定資産税、事業所税、登録免許税、交通関係諸税等について緊急時の負担軽減措置</p> <p>(要望団体) 定期航空協会、全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本トラック協会、日本港運協会、日本倉庫協会、交運労協、第三セクター鉄道等協議会</p> <p>○コロナ禍で甚大な影響を受けている宿泊施設等について、家屋、土地、償却資産に係る固定資産税の軽減措置の適用範囲を拡大及び都市計画税の負担軽減</p> <p>(要望団体) 日本ホテル協会、日本旅館協会</p>

		<p>○コロナ禍で大幅に損失を抱えている現状を踏まえ、健全経営を回復する等の観点から、欠損金の繰越控除限度額の全額控除及び欠損金の繰戻し還付制度の適用範囲の拡大</p> <p>(要望団体) 日本ホテル協会</p> <p>○コロナ禍収束後を見据え、外国人観光客をはじめ旅行者が安心して宿泊できるよう、自然災害に備え予備電源の整備や改修費用など、国際観光旅客税を活用した宿泊施設に対する助成の拡充</p> <p>(要望団体) 日本旅館協会</p>
国土交通部会	地域の足や物流を守るための安心・安全な輸送サービスの確保	<p>○鉄道事業再構築事業に係る固定資産税等の特例措置についての延長</p> <p>(要望団体) 日本民営鉄道協会、交運労協、JRグループ、第三セクター鉄道等協議会</p> <p>○省エネ社会への転換に対応するため、モーダルシフトの促進や LRV も含めた低炭素化等に資する新規導入車両に係る固定資産税の特例措置の延長</p> <p>(要望団体) 交運労協、JRグループ、日本民営鉄道協会、第三セクター鉄道等協議会</p> <p>○老朽化対策を講じた鉄道構造物の老朽化対策に対する税制上の支援措置の創設及び拡充</p> <p>(要望団体) 交運労協</p>

		<p>○首都直下地震・南海トラフ自身に備えた耐震対策により取得した鉄道施設等に係る固定資産税の特例措置の延長</p> <p>(要望団体) 交運労協、日本民営鉄道協会</p> <p>○観光立国実現の阻害要因にもなりうる航空券連帯税の導入反対と国際観光旅客税の航空保安への充当</p> <p>(要望団体) 航空連合、定期航空協会</p> <p>○コロナの多大な影響を被る航空事業者の負担軽減を図るため、現在行われている航空機燃料税の緊急的かつ継続的な軽減・減免の継続及び更なる見直し</p> <p>(要望団体) 航空連合、交運労協、定期航空協会</p> <p>○免税措置が講じられている諸外国の公共交通機関への対応を踏まえ、航空燃料に係る地球温暖化対策税の免除、還付措置の恒久化</p> <p>(要望団体) 航空連合、定期航空協会、交運労協</p> <p>○営自格差の見直しによる車両の自動車税増税に反対</p> <p>(要望団体) 全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本トラック協会</p>
--	--	---



		<p>○自動車関連諸税の簡素化及び負担軽減措置の拡充、消費税と石油諸税の適切な調整措置の実施(タックス・オン・タックス解消)</p> <p>(要望団体) 全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本トラック協会</p> <p>○災害に強く物流の生産性向上に資する物流施設の係る特別措置(所得税、法人税、固定資産税等)の延長</p> <p>(要望団体) 日本倉庫協会</p> <p>○造船業の経営安定に資するため、事業再編に係る登録免許税等の軽減措置の延長</p> <p>(要望団体) 日本造船工業会</p> <p>○CO2 削減等の環境対策に効果的な環境低負荷船を促進するため、現行の船舶の要件の見直しをすることなく船舶の特別償却制度の延長とともに、環境負荷の低い燃料補給施設に追加する港湾法の改正に伴い事業所税の特例対象の拡充</p> <p>(要望団体) 日本船主協会、日本港湾協会</p> <p>○カーボンニュートラルポートの形成に向けた低炭素化荷役機械等に係る固定資産税等について特例措置の拡充</p> <p>(要望団体) 日本港湾協会、日本港運協会</p>
--	--	--

		<p>○国際船舶に係る登録免許税の特例措置の延長</p> <p>(要望団体) 日本船主協会、日本造船工業会</p> <p>○国際船舶に係る固定資産税の特例措置の延長(このような税制は国際的には異例。本来ならば非課税とするなど抜本的な見直しを行うべき)</p> <p>(要望団体) 日本船主協会</p>
<p>国土交通部会</p>	<p>活力ある地方の創生及び暮らしを守るための住宅関連税制の確立</p>	<p>○住宅ローンの控除期間の延長及び住宅ローン減税、登録免許税・不動産取得税の特例、住宅取得資金等贈与制度等の適用要件である床面積要件(50㎡以上)の引き下げ</p> <p>(要望団体) 全日本不動産協会、不動産協会</p> <p>○土地に係る固定資産税の評価替えに関する特別措置の延長</p> <p>(要望団体) 不動産協会</p> <p>○都市再生及び地域活性化に資する建築物にかかる諸特例(ウォークブル推進税制、低未利用土地対策、地方拠点強化等)の延長等</p> <p>(要望団体) 不動産協会、不動産証券化協会</p>

		<p>○住宅用家屋に係る所有権の保存登記に係る登録免許税の特例措置や、新築住宅に係る固定資産税の減額措置等をはじめとした適用期限を迎える各種特例措置の延長</p> <p>(要望団体) 全日本不動産協会、全日本不動産政治連盟</p> <p>○住宅ローン減税制度等の要件緩和、延長及び拡充</p> <p>(要望団体) 住宅生産団体連合会、全日本不動産協会、不動産協会</p> <p>○つみたてNISAの対象商品に、東証REIT 指数のみで組成された投資信託及びETFの追加</p> <p>(要望団体) 不動産証券化協会</p>
<p>環境・原子力 部会</p>	<p>カーボンプライシングの推進・強化</p>	<p>○生物多様性・自然生態系を保全・再生していくための税制の一層のグリーン化、特にカーボンプライシングについて、専門的・技術的な議論の促進</p> <p>○脱炭素社会に向け、効果的な炭素税・フロン税の導入</p> <p>(要望団体) 日本生態系協会、日本ナショナル・トラスト協会、気候ネットワーク</p>

<p>環境・原子力 部会</p>	<p>ナショナル・トラスト活動により取得する土地に関する固定資産税、不動産取得税の創設</p>	<p>ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する固定資産税、不動産取得税の非課税措置の創設</p> <p>(要望団体) 日本ナショナル・トラスト協会</p>
<p>環境・原子力 部会</p>	<p>ナショナル・トラスト活動により取得する土地に関する譲渡所得税の非課税措置の創設</p>	<p>ナショナル・トラスト活動を目的とする土地の譲渡所得税の非課税措置の創設</p> <p>(要望団体) 日本ナショナル・トラスト協会</p>
<p>ジェンダー平等 推進本部</p>	<p>性犯罪者支援のための税控除など</p>	<p>【所得税の控除に犯罪被害者を追加】 犯罪被害者は、精神的被害により就労の継続が難しく、収入が不安定になりやすい。現在 15 ある控除に犯罪被害者を追加してほしい。</p> <p>【保険医療機関外での心理治療における医療費控除制度の創設】 性犯罪被害者は長期にわたりカウンセリングが必要となる場合があるが、専門性のある心理士の治療は 1 回あたり 5,000～10,000 円程度かかり、負担が大きい。</p> <p>(要望団体) (一社)Spring</p>

<p>ジェンダー平等 推進本部</p>	<p>働く女性・非婚女性等に公平な税制の実現</p>	<p>【配偶者控除の撤廃】 共稼ぎ世帯数(1200万)が専業主婦(夫)世帯数(600万)を上回るようになって20年以上経過しているが、非正規雇用の7割を女性が占めており、女性が非正規を「選択」する背景に配偶者控除があると考えられる。女性の「選択」を歪め、狭める制度を廃止すべき。</p> <p>【単身高齢者について所得税の控除の拡大】 単身女性への支援として、寡婦控除に加えひとり親控除が認められたのは前進だが、親などの扶養親族がいても子どものない非婚(法律婚の経験ない)単身女性などには支援がない。単身高齢者が増加し(約 600 万人)、高齢者の相対的貧困率が高い現状で、寡婦控除のような支援策を非婚単身女性等にも適用し平等に支援する税制改正をすべき。</p> <p>(要望団体) わくわくシニアシングルス・世界女性会議ロビイングネットワーク(北京 JAC)</p>
<p>ジェンダー平等 推進本部</p>	<p>性風俗業ではたらく女性の納税に関する支援など</p>	<p>性風俗業ではたらく女性は、給与明細がもらえない(労働者)とか、知識や助言を得る機会が乏しく確定申告をしていない(個人事業主)などにより、収入の公的証明がなく、必要な支援が受けられない場合がある。事業者への適切な指導監督等により、貧困若年女性の自立支援に効果的な税制を整備してほしい。</p> <p>(要望団体) 特定非営利活動法人 BOND プロジェクト</p>